

八幡市子育て短期支援事業のご案内

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間養育を行います。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が病気、出産、冠婚葬祭、出張、育児疲れ等の理由で、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に利用できる事業です。

対 象

小学校 6 年生までの児童



利用期間

1 回の利用につき、7 日以内（1 泊 2 日～6 泊 7 日）

利用料（1 日につき）

区 分	2 歳未満の児童	2 歳以上の児童
生活保護世帯	0 円	0 円
市民税非課税世帯	1,100 円	1,000 円
その他の世帯	5,350 円	2,750 円

※1 泊 2 日からの利用となります。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事等の理由で、平日の夜間または休日に不在となり、家庭で児童を養育することが困難となった場合に利用できる事業です。

対 象

小学校 6 年生までの児童

利用時間

平日 午後 6 時から午後 10 時まで

休日 午前 9 時から午後 5 時まで



利用料（1 日につき）

区 分	平 日	休 日
生活保護世帯	0 円	0 円
市民税非課税世帯	350 円	350 円
その他の世帯	800 円	1,350 円

※利用期間は、6 ヶ月以内となります。

【利用までの流れ】

- 家庭支援課（家庭児童相談室）へ子育て短期支援事業の利用希望をお伝えください。
- 施設へ空き状況を確認します。
- 受け入れが可能な場合は、申請書の記入など手続きをご案内します。
（申請受付後、利用決定通知書等を交付します。）
- 利用予定日時になれば、直接施設へお子さんの送迎をお願いします。

【注意事項】

- 申し込みは、利用開始の 1 週間前までにお願いします。
- 施設の定員に空きがない場合、施設内で感染症が流行している場合、利用するお子さんの体調不良（発熱、下痢、嘔吐、感染症罹患など）が認められた場合等、お預かりできない場合があります。
- 送迎は、保護者が行ってください。
- 利用期間中に医療受診が必要になった場合の受診費用等は、利用者負担となります。
- 利用料は、直接施設にお支払いください。

【実施施設】

- 京都大和の家（乳児院・児童養護施設）
所在地：京都府相楽郡精華町南稲八妻笛竹 37（近鉄京都線「新祝園駅」より約 800m）
- 桃山学園（児童養護施設） ※おおむね 3 歳以上から利用できます。
所在地：京都府京都市伏見区桃山町遠山 50（京阪宇治線「六地藏駅」より約 600m）
- 大阪水上隣保館 乳児院（乳児院） ※0～2 歳まで利用できます。
遙学園（児童養護施設）※2 歳以上から利用できます。
所在地：大阪府三島郡島本町山崎 5-3-18（JR 東海道本線「山崎駅」より約 400m）

【お問い合わせ先】

八幡市役所 家庭支援課 家庭児童相談室 電話：075-983-3148（直通）

